

日本法医学会課題調査報告

被虐待児の法医解剖剖検例に関する調査 平成12年（2000）～平成18年（2006）

日本法医学会では1968～1977年ならびに1990～1999年までのそれぞれ10年間における被虐待児の剖検事例の調査を行ってきた[1・2]。その後、現在に至るまで、小児虐待の問題はわが国の大きな社会問題となり続けている。そこで、今回、調査の継続性ならびに早急な報告という意味から、7年というやや短い期間であるが、その間の法医剖検事例の調査を行ったので報告する。

なお、このアンケートの実施に当たり、日本法医学会倫理委員会の承認を得ている。

1.調査対象について

最近では小児に対する加害行為全てを虐待とみなす考え方が一般的である。そこで今回の調査対象には、狭義の虐待の他、嬰兒殺、無理心中、その他の殺人を調査対象とした。なお、狭義の虐待としては、保護者（親権を行う者あるいはその他の者で児童を監護している者）がその監護する児童（18歳に満たない者）に対し繰り返される身体的暴行あるいは（かつ）ネグレクトの結果、死に至ったもの、と定義した。なお、保育園や養護施設内での事例もここに含めている。

2.調査機関

アンケート送付は医学歯学系の機関会員すべてに行ったが、このうち歯学系機関を除いた84機関中55機関（65%）から報告があった。更にこの中で、この間に該当事例がない、あるいは解剖を行っていないと回答した9機関を除くと46機関について、該当事例を経験しているという結果であった。ちなみに前回の回収率は74機関中63機関（85%）である。

3.類型分類

前回報告では殺人等も含め全体統計として報告している。しかし、殺人や親子心中等はいわゆる虐待死とは異なる背景を有しているため、全体統計よりは各々を分けて検討する方が統計上の意義を有するものと考えた。そこで今回の報告では1.狭義の虐待（繰り返される身体的暴行あるいはネグレクトにより死に至ったもの）、2.嬰兒殺、3.無理心中、4.その他の殺人（絞扼頸・溺水・高所から落とす・鋭器で刺す等死亡する可能性の高い暴力行為のみで構成されるもの）、5.その他の事例（上記に含まれない、あるいは不詳のもの）にわけ、特に狭義の虐待について詳細な統計報告を行うこととする。ちなみに、7年間で387例が報告され、うち狭義の虐待が113例（30%）、嬰兒殺/嬰兒死体遺棄54例（14%）、無理心中73例（19%）、その他の殺人86例（22%）、その他61例（16%）となっている。全事例の年別発生数をみると多少の変動はあるものの、特に増加傾向にはない。

4.狭義の虐待死亡事例の統計

4-1.年別発生数

2000年17例、2001年14例、2002年17例、2003年12例、2004年13例（2例は同一事件）、2005年15例、2006年25例である。

4-2.虐待の分類

あくまでも死亡例であることから、身体的虐待かネグレクトかのどちらかあるいは合併となる。身体的虐待が74例（2例は同一事件）、ネグレクトが27例、両者の混在が12例であった。

4-2-1身体的虐待事例（ネグレクトの合併を含む）

ネグレクトの合併を含めた身体的虐待事例86例の年齢は0歳児が25例（乳児期前半が16例）、1歳児が16例、2歳15例、3歳12例、4歳6例、5歳2例、6歳5例、7歳2例、10歳2例、16歳1例である。死因は頭部外傷が54例（63%）で、以下窒息7例、腹部外傷5例、感染症4例、全身衰弱4例、外傷性ショック3例、その他が4例となっており、また死後変化のため死因不明が5例あった。なお、頭部外傷の中で、硬膜下血腫による死亡が、その他の頭部損傷の合併を含めて41例あった。

主導的な加害者として実母32例（うち9例は実父や継父も加担）、実父17例（2例は同一事件、これを含め4例は実母も加担）、継父または“内縁の父”が16例（2例は実母も加担）、祖母2例、叔母2例、継母または“内縁の母”が1例（実父も加担）、親族以外の人物5例、不明あるいは判明していないが11例であった。加害者の最年少は17歳の“内縁の父”、最高齢は53歳祖母で、20～24歳19名、25～29歳25名、30～34歳10名、35～39歳7名、40歳代2名、不詳・未記入21名であった。

虐待行為の主たる場所は自宅が68例、自宅以外の屋内が7例、屋外1例、車両内1例、その他4例、不詳5例であった。加害の動機であるが、加害者が実母である32例の場合、不明4例を除き、重複回答で愛情欠如11例、被害者の反抗的態度4例、無責任4例、加害者の精神異常3例、家庭不和3例、被害者の身体的障害3例、被害者の泣き声3例、加害者の異性関係のもつれ2例、被害者の失禁2例、その他5例となっている。加害者が実父である17例の場合、不明8例を除き、重複回答で愛情欠如4例、被害者の泣き声3例、飲酒酩酊2例、貧困2例、その他3例である。また加害者が継父または“内縁の父”である16例の場合、重複回答で被害者の反抗的態度5例、愛情欠如5例、被害者の泣き声3例、その他3例となっている。

異変後の病院搬送は71例で行われており、12例が病院搬送されない、3例が不詳であった。

0～1歳児41例における母子手帳の記載に関しては、それなりに記載されている10例、未記入欄が多い5例、剖検時確認したが記録にない8例、確認せず7例、その他・不明11例であった。

刑事的処罰として傷害致死として送付が40例、殺人18例、保護者遺棄致死4例、その他2例、不詳22例である。過去の虐待の情報について、8例に児童相談所など公的機関の介入があった。また4例に医療機関の受診歴、5例に警察の介入歴があった（1例は上記公的機関の介入例と重複）。

4-2-2.ネグレクト事例

ネグレクト27例の年齢は0歳児が15例、1歳児が6例、他は3歳、4歳、6歳、7歳、12歳、15歳がそれぞれ1例となっている。死因は医療ネグレクトである12歳児と15歳児を除いた25例中全身衰弱7例、熱中症6例、窒息5例、脱水症3例、その他4例となっている。

主導的な加害者として実母22例（うち5例は実父、1例は祖母、1例は親族以外の人物も加担）、実父5例（うち3例は実母も加担）であった。加害者の最年少は19歳実母、最高齢は50歳実母で、20～24歳7名、25～29歳6名、30～34歳5名、35～39歳2名、40歳代2名、不詳3名であった。

27例中外傷の記載があるものは3例で2例は頭蓋内損傷、1例は会陰周囲の損傷が指摘されている。ネグレクト行為の主たる場所は自宅が19例、車両内が6例、その他2例であり、車両内6例はいずれも炎天下に放置された事例であった。

異変後の病院搬送は22例で行われており、3例が病院搬送されない、2例が不詳であった。0～1歳児21例における母子手帳の記載に関しては、それなりに記載されている7例、未記入欄が多い2例、未交付2例、剖検時確認したが記録にない4例、確認せず2例、その他・不明4例であった。

刑事的処罰として保護責任者遺棄致死として送付が9例、重過失致死が4例、殺人2例、傷害致死1例、不詳7例、捜査中あるいは送付されない事例を含めその他4例である。過去の虐待の情報について、3例に児童相談所や保健所など公的機関の介入があった。また2例に医療機関の受診歴があった（1例は上記公的機関の介入例と重複）。

虐待の動機について、不明7例を除いた15例において、重複回答として、無責任14例、愛情欠如2例、家庭不和2例、貧困2例、加害者の精神異常2例、被害者の泣き声1例、被害者の精神的障害1例、加害者の異性関係のもつれ1例、その他3例となっている。

4-3.損傷の有無、及び有ればその部位について

4-3-1.表皮剥脱

狭義の虐待113例中、新旧含め全身のどこかに表皮剥脱が確認された事例は70例（62%）、なしが33例、死後変化のため不明4例、長期入院のため不明4例、その他の理由で不明2例であった。部位では頭部・顔面が62例と最も多く、以下、下肢40例、上肢36例、背部29例、胸腹部26例、頸部18例、外陰部7例となっている。表1に各部位の新旧の区別を示す。

部位	新しい表皮剥脱のみ	陳旧な表皮剥脱のみ	新旧の表皮剥脱の混在	計
頭部顔面	27	11	24	62
頸部	8	4	6	18
胸腹部	12	3	11	26
背部	10	7	12	29
外陰部	3	3	1	7
上肢	12	8	16	36
下肢	13	9	18	40

表1 表皮剥脱の有無、及び有ればその部位と新旧の別

4-3-2.皮下出血

新旧含め全身のどこかに皮下出血が確認された事例は79例（70%）、なしが24例、全身死後変化のため不明3例、長期入院のため不明5例、その他の理由で不明2例であった。部位では頭部・顔面が75例と最も多く、以下、下肢57例、胸腹部46例、上肢44例、背部41例、頸部28例、外陰部5例となっている。表2に各部位の新旧の区別を示す。

	新しい皮下出血のみ	陳旧な皮下出血のみ	新旧の皮下出血の混在	計
頭部顔面	32	5	38	75
頸部	17	4	7	28
胸腹部	19	6	21	46
背部	17	3	21	41
外陰部	1	1	3	5
上肢	16	5	23	44
下肢	18	7	32	57

表2 皮下出血の有無、及び有ればその部位と新旧の別

4-3-3.火傷痕

新旧含め全身のどこかに火傷痕が確認された事例は14例（12%）、なしが90例、死後変化のため不明3例、長期入院のため不明4例、その他の理由で不明2例であった。部位では上肢10例、下肢8例、胸腹部5例、頭部・顔面と背部がそれぞれ4例、頸部と外陰部がそれぞれ2例となっている。表3に各部位の新旧の区別を示す。

	新しい火傷のみ	陳旧な火傷のみ	新旧の火傷の混在	計
全身	2	10	2	14
頸部	0	0	2	2
胸腹部	0	3	2	5
背部	1	1	2	4
外陰部	0	2	0	2
上肢	1	7	2	10
下肢	1	5	2	8

表3 火傷痕の有無、及び有ればその部位と新旧の別

4-3-4.骨折

新旧含め全身のどこかに骨折が確認された事例は18例（16%）、なしが94例、不明1例

であった。部位では頭蓋冠・頭蓋底と肋骨がそれぞれ9例、上肢3例、下肢2例、顔面骨1例となっている。表4に各部位の新旧の区別を示す。

骨折	新しい骨折のみ	陳旧な骨折のみ	新旧の骨折の混在	計
全身	12	3	3	18
頭蓋冠・頭蓋底	9	0	0	9
顔面	0	1	0	1
肋骨	6	2	1	9
脊柱	0	0	0	0
骨盤	0	0	0	0
上肢	1	2	0	3
下肢	0	1	1	2

表4 骨折の有無、及び有ればその部位と新旧の別

5. 嬰兒殺・無理心中を除いた殺人事例

86例の年齢は0歳児が26例、1歳児が8例、2歳10例、3歳5例、4歳6例、5歳5例、6歳4例、7歳3例、8歳2例、9歳5例、10歳以上12例である。死因は窒息が50例、外傷死32例、その他4例となっている。窒息の手段は頸部圧迫34例、溺水9例、鼻口部閉塞5例、胸腹部圧迫1例、不詳手段1例となっている。また外傷死中、頭部外傷が最も多く20例である。加害者は実母50例、実父16例、継父または“内縁の父”が3例、それ以外の親族4例、親族以外の人物7例、不詳6例となっている。虐待の動機について、不明・未記入40例を除いた46例において、重複回答として、加害者の精神異常20例、被害者の泣き声7例、愛情欠如5例、家庭不和5例、貧困2例、加害者の異性関係のもつれ1例、その他7例となっている。

6. 無理心中事例

集計上73例の事例があったが、今回の統計では同一事件としてのアンケートはとっていない。ただ、匿名機関番号、発生年、加害者の年齢、状況などから同一事件と思われるものは12件（うち1件は3名）あった。事件数として加害者が死亡42例、生存15例、不明3例である。73例の年齢は0歳児が17例、1歳児が7例、2歳5例、3歳10例、4歳7例、5歳7例、6歳5例、8歳4例、9歳1例、10歳以上9例である。死因は窒息が42例、外傷死13例、一酸化炭素中毒11例、その他9例となっている。窒息の手段は頸部圧迫27例、溺水9例（うち2例推定）、鼻口部閉塞6例となっている。また外傷死中、頭部外傷が最も多く20例である。加害者は複数が5名、不明5名で残りは単数であり、実母48名、実父14名、祖母1名である。動機・原因は事件数として家庭不和が5例（1例は借金、別の1例は被害者の知的障害を苦にも重複）、貧困が5例、被害者の知的・身体障害が1例、残りは不詳であった。

7. 嬰兒殺事例

嬰兒殺54例の加害者は実母が39例、判明していないもの12例のほか、医療関係者による

墮胎が2例（同一加害者）、継父あるいは“内縁の父“が2例あった。実母で年齢の判明している31例のうち、最年少15歳（高校生）、最高齢46歳（パート）であり、これを含め10歳代7例（高校生5例）、20～24歳6例、25～29歳10例、35～39歳5例、40歳代3例であった。死因に関しては窒息29例（鼻口部閉塞7例、頸部圧迫6例、溺水5例、便槽内容吸引5例、不詳6例）、低体温・頭部外傷・感染症・全身衰弱各1例で、残りは不詳であり、不詳の多くは死後変化高度であった。ただし窒息例の中で5例は死後変化高度という記載があり、これは被疑者の供述によるものと思われる。なお、連続嬰兒殺か否かの統計はとっておらず、断定はできないが、機関暗証番号、解剖年、実母の年齢・職業などから、2例は同一事件である可能性がある（実母の年齢は27歳、死因不詳）。

8. その他の事例

このカテゴリには61例が含まれている。実際に具体的な事例をみると、不詳原因の自宅火災や内因性疾患による死亡の可能性の高いものも含まれているが、虐待の可能性が高い事例もかなりの数が含まれている。いわばグレーゾーンの事例を狭義の虐待として含めるかどうか、は各機関の判断に任せたために、多少の混乱が生じてしまった。また嬰兒剖検例も死後変化のため死因不明のケースは、死産の可能性から嬰兒殺とは断定できないということで、こちらに分類した機関もあった。このカテゴリは事例の追加事項の記載欄があるので、課題調査委員の責任において、再分類を行った。ただし機関による選別を尊重したため、別統計として示すこととする。

8-1. 嬰兒殺/嬰兒死体遺棄事例

嬰兒が関係する事例は20例あり、うち2例は同一事件である。加害者の判明している事例は6例ですべて実母であり、年齢の判明している4例の内訳は27歳、32歳、44歳（同一事件）である。死因は1例が胎便吸引症候群と判断されたが、残りは死後変化のため不明であった。

8-2. 小児虐待に関連すると思われる事例

この範疇と思われる事例は24例あり、身体的虐待（ネグレクトの合併を含む）の可能性10例、ネグレクト14例である。

身体的虐待の可能性10例は、養育者の説明を覆すものがない、あるいは外傷と死亡とに因果関係を結べなかった事例、長期入院事例などが含まれる。多くは乳児例（9例）である。その他に3歳（頭部外傷）の事例がある。乳児例の死因は頭部外傷6例（1例は長期入院）、機能的腸閉塞1例（顔面打撲と軽度硬膜下血腫あり）、不明3例であった。直接関与した可能性のある養育者は3例で判明しており、21歳と24歳の実母、38歳の実父でいずれも単独であり、その他7例は不明であった。虐待行為の主たる場所は自宅が8例、不詳2例で、異変発見後10例全てが医療機関に搬送されている。10例中、傷害致死で送付2例、事件送付されず3例、不詳5例であった。

ネグレクトあるいはその可能性が高いとされた14例は0歳と1歳がそれぞれ6例、2歳と7歳が1例である。死因は4例が車内放置による熱中症で4・2・2項に含めてよいだろう。溺水4例はいずれも浴槽であるが、酔った父親と入浴1例、母親と入浴中眠ったため1例（児は

身体障害、母は精神障害)、母親と入浴し、電話にでた間に溺水1例(1歳)、交際中の男性と母親が口論中に溺水1例(1歳)となっている。感染症1例(1カ月)はゴミ・虫が散乱する中での肺炎、全身衰弱1例(6カ月)は適切な栄養を与えない事例、脱水1例(1カ月)は養育への無知が指摘されている。その他3例の中で1例は1カ月児を半日、1歳児とともに放置、帰宅したところ布団をかぶっていたという事例、2例は夜泣きなどの理由で長時間車内に放置したという事例である。直接関与した可能性のある第1当事者は実母8例(実父の加担2例)、実父4例(実母の加担2例)、継父あるいは“内縁の父”1例(実母の加担1例)、不詳1例である。年齢は20～24歳5例、25～29歳3例、31歳と40歳がそれぞれ1例、不詳・記載なしが4例である。虐待行為の主たる場所は自宅が8例、車両内5例、その他1例であった。12例が異変発見後に医療機関に搬送、1例が搬送されず、1例が不詳であった。14例中保護責任者遺棄致死で送付5例、殺人で送付1例、重過失致死で送付1例、事件送付なし1例、不詳6例である。

8-3.遺棄致死あるいは殺人に関連すると思われる事例

その他4例は、母親の自殺後放置のため低体温症により死亡した11カ月児、自宅の簡易プール内で死後数日経って発見された5カ月児(母親は精神障害)、詳細不明な死後変化高度な2カ月児(死体遺棄事件)、学童による2カ月乳児の殺害例(泣きやまずため縊頸状態に。遠因は貧困による。)といったケースがあった。最初の1例は保護責任者遺棄致死、残り3例はいずれも殺人に近い事例と考えられる。

9.統計グラフ

改めて一部のデータについて、視覚化した。

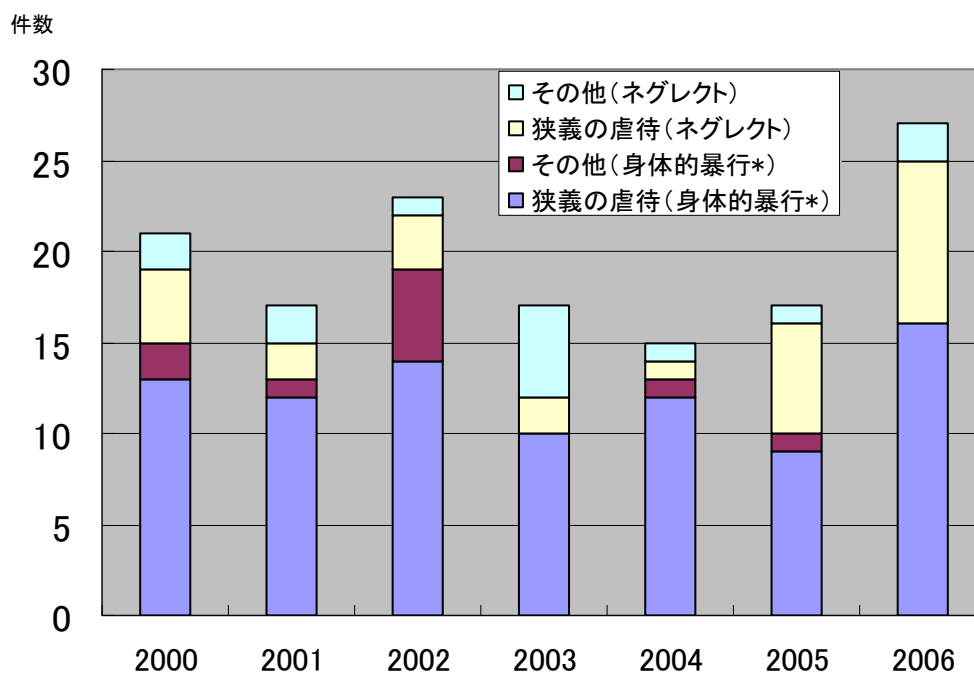


図1 小児虐待事例(*身体的暴行はネグレクトも含む) 年

図1は

狭義の虐待例113例ならびにその他の事例で虐待の範疇に含むべきと思われた症例24例、計137例の年別死亡件数である。身体的暴行事例で2004年に同一事件2例を含む。年によって15～30件の発生があり、46機関の間でも多少の変動がある。機関回収率は65%にとどまっていることを考えると、更に多くの虐待死事例が発生しているものと思われる。

図2-1 身体的暴行96例の主たる加害者

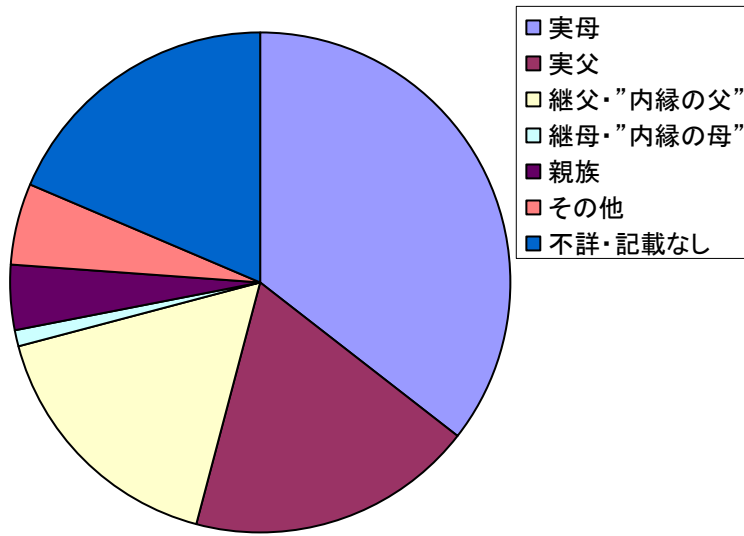


図2-2 ネグレクト41例の主な加害者

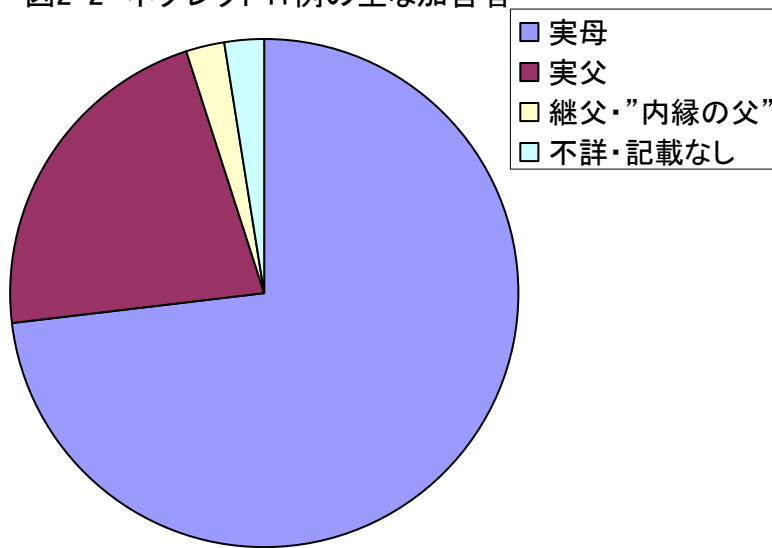


図2-1・2は図1で示した137例の身体的暴行とネグレクトそれぞれの主たる加害者の内訳である。身体的暴行は実父による同一事例2例を含む。主な加害者としてネグレクトのほぼ3/4が実母であるのに対し、身体的暴行は実母が1/3、実父および継父・“内縁の父”合わせて1/3、その他が1/3となっている。但し、複数の加害者が加担している事例もあり、詳細は4-2項を参照されたい。

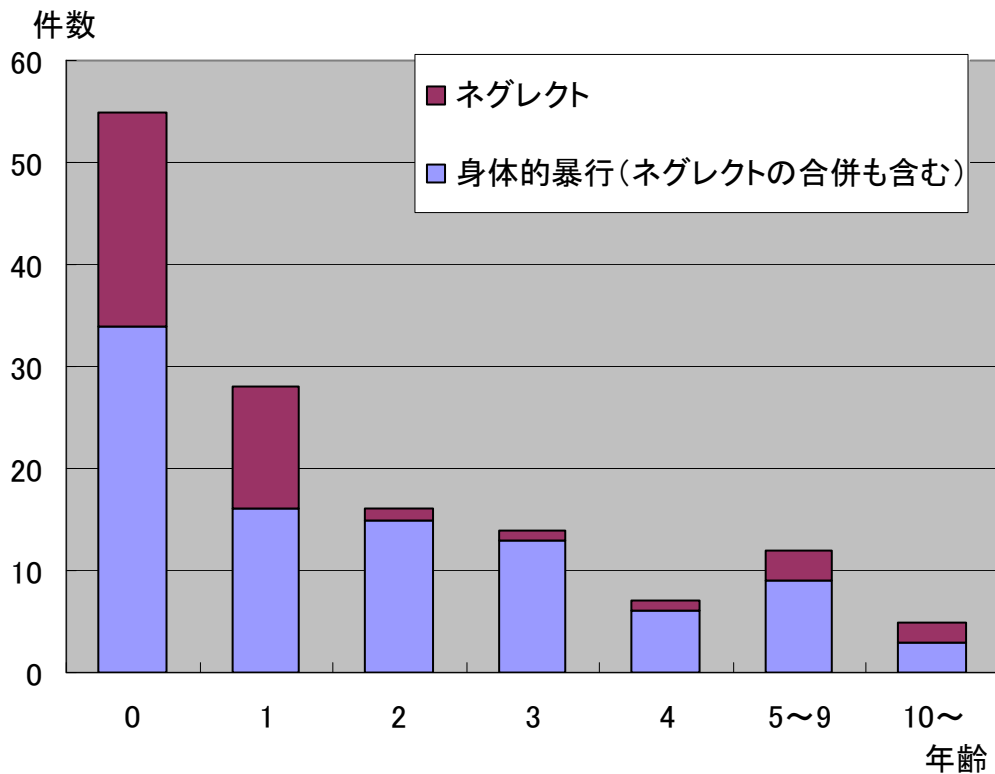


図3 被虐待児の年齢

図3は図1で示した137例の被虐待児の年齢分布である。0歳児が55例（40%）、1歳児が28例（20%）と、6割が2歳未満に起こっている。第三者の目にとまりにくい、家庭内という狭い閉鎖空間の中で、乳児期から生じる虐待行為をどう知り、どう予防するのが、死亡事例を防ぐ一つのポイントであろう。

10.まとめ

虐待死亡事例の背景は極めて複雑であり、今回のアンケートでもどの程度、深く事件を反映できるのか、法医解剖上の制約・限界を考えると、かなり不十分な回答にならざるを得ない項目もあるだろう。更に、前回に比較し、機関回収率の低さもあって、残念ながら全国の虐待死例の多くをカバーできたとは思えない。

しかし、今回の報告事例の中から得た、死者の年齢や死因、加害者の立場、年齢といった客観的情報は、死亡事例の統計報告が極めて少ない現状では、貴重な資料であることは言うまでもない。特に、加害者として身体的暴行のケースでは継父や実母の彼氏等の割合が実夫と同様に高いこと、ネグレクトのケースでは実母の割合がかなり高いこと、被害者の身体障害や加害者の精神障害を背景因子とする事例が比較的少ないこと等が、生存例では顕著でない死亡事例特有の傾向として示された。従って、この報告が法医学関係者以外にも虐待に携わる方々に、少しでも役に立てていただければ幸いである。

ところでわれわれ法医学者はどのような役割を担えるのであろうか。確かに死亡事例における詳細な異状所見の記録、間違いのない死因判断や受傷機序の判断が必要なことは当然である。しかし最悪の結果である死を未然に防ぐ役割をどう担えばよいのであろうか。

2005年に虐待で死亡した子ども56人について厚生労働省が個々のケースを調査した結果、4割を超える24人が保育所や学校など外部機関とのかかわりがありながら見逃されたケースであったという。そうした背景から、最近、医療機関内で虐待が疑われる外来・入院症例に対して院内対策チームを設ける動きが出てきており、法医学者もその一員として参加している機関もある。それらの機関では、創傷鑑定の専門家である法医学者の見立てが委員会の判断根拠となることも多く、また法医学者が成傷機序的矛盾点を保護者に対し指摘すること等で、医療スタッフとは別角度からの真相究明にも貢献しているという。一方では、児童相談所からの依頼により法医学者が被虐待児の生体検査を行っている地域もある。虐待が年々深刻化する中、家庭裁判所が子どもの施設入所を認めた件数は昨年度過去最多にのぼった。しかし、客観的証拠を求める家庭裁判所から入所許可を得るのはなお困難なため、創傷鑑定の専門家たる法医学者が作成する意見書が有効な証拠となるからである。これからの法医学者は、所属する機関はもとより地域における虐待防止活動に積極的に参加し、解剖鑑定だけでなく生きたこどもに対しても自らの持つ創傷鑑定能力を最大限に活かし、社会における虐待事例の早期発見、防止に貢献されることを願っている。

11.謝辞

貴重な時間を割いてこのアンケート調査に協力していただいた関係機関に深く感謝したい。また今回、Web形式のアンケートを作成、ならびに統計処理の補助を行った東北大学大学院医学系研究科法医学分野 純助教に感謝する。

日本法医学会企画調査委員会

委員長 鈴木廣一

副委員長 舟山真人

委員 飴野 清、木下博之、神田芳郎、那谷雅之、羽竹勝彦、向井敏二

(五十音順)

文献

1. 日本法医学会課題調査報告 (VII) 被虐待児の司法解剖例集録. 日法医誌 1982 ; 36 : 768-790.
2. 日本法医学会課題調査報告 (XVI) 被虐待児の司法剖検例に関する調査. 平成2年 (1990) ~平成11年 (1999) . 日法医誌 2002 ; 56 : 276-286.

参考資料

1. 一場一江、早川秀幸、坪田由紀子、佐藤千秋、向井敏二. 児童虐待における法医学の役割－医療機関での虐待防止活動を通して－. 法医学の実際と研究. 2004 ; 47 : 211-217.
2. 向井敏二. 児童虐待への対応－臨床法医学のモデル－. 科学. 2004 ; 74 : 1330-1332.
3. 恒成茂行、美作宗太郎. 子供の虐待と法医学の関わり－臨床法医学の実践に向けての

アプローチ.法医学の実際と研究. 2006 ; 49 : 1-10.

4. 佐藤喜宣、松村桜子、高木徹也、宮下奈緒. 臨床法医学と子供虐待. 子供の虐待とネグレクト 2007 ; 9 : 298-302.